

シリーズ：子どもの権利 No.61 第13条「災害時における子どもの安全」～子どもたちと防災～

「第11回防災フェア」が行われ、子どもの視点から防災を考えることを目的に、子ども会議のメンバーがパネラーとして参加しました。子どもたちは事前に神戸にある「人と防災未来センター」を訪問し、阪神淡路大震災の様子や体験談を通じて防災について学習しました。子ども会議では、竹中市長から阪神淡路大震災時の泉南市の支援体制や今後発生が予想されている南海トラフ地震の防災の話を、市内中学校教職員からは当時の被災体験を聞きました。

子ども会議の話し合いから

■もしもに備えて、子どもが自分でできると思うこと

▽自分のことは自分で守る▽はぐれている子ども、困っている高齢者がいたら助ける▽枕元に靴や懐中電灯、非常持ち出し袋を置く▽部屋で倒れてくる物は何か知っておく

■もしもに備えて、大人にしてもらいたいこと

▽タンスやテレビを固定してほしい▽道路を整備してほしい▽防災グッズの使い方を教えてほしい▽減災についての

知識を教えてほしい▽避難所でも快適に過ごせる環境を子どもと一緒につくりたい

子どもの権利条例第13条で、「市は、台風、地震、津波その他の災害の発生時並びに復旧及び復興時における子どもの安全について、子どもの権利を基盤として、子どもの最善の利益を第一に考慮し、子どもの参加の権利を尊重するなかで確保するものとします」としています。

今後も「防災に子どもの視点を」という発想や観点をもって、子どもの意見表明と参加を積極的に得ることで子どもの最善の利益が確保できる、市の防災計画等の検証を図っていきます。

【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局

(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail: jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)